



熊本県公報

第13530号
令和8年(2026年)
4月28日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい者支援課) 1
- 八代都市計画八代港臨港地区内における分区指定の変更…………… (港湾課) 2
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 2
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい者支援課) 2
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 2
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい者支援課) 3
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定…………… (〃) 3
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 3
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (〃) 3
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 4
- 道路の区域変更…………… (〃) 4
- 道路の区域変更…………… (〃) 4
- 道路の供用開始…………… (〃) 5
- 公 告**
- 令和8年度(2026年度)熊本県電子入札共同利用システム稼働維持業務委託契約に係る相手方等の決定…………… (監理課) 5
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 5
- 農地の利用権の設定に関する裁定…………… (農村計画課) 6
- 大津都市計画都市高速鉄道の決定…………… (都市計画課) 6
- 熊本都市計画都市高速鉄道の変更…………… (〃) 7
- (仮称)都市高速鉄道阿蘇くまもと空港アクセス鉄道整備事業の環境影響評価準備書の縦覧及び説明会の開催…………… (〃) 7
- 熊本県団体内統合宛名システム導入及び移行業務委託に係る一般競争入札の実施…………… (デジタル戦略推進課) 8
- 令和8年度(2026年度)製菓衛生師試験の実施…………… (健康危機管理課) 12
- 令和8年度(2026年度)狩猟免許試験並びに狩猟免許更新に係る講習及び適性検査の実施…………… (自然保護課) 14
- 公共測量の実施…………… (監理課) 16
- 令和8年度(2026年度)熊本県ビジネスチャットシステムサービス調達に係る随意契約の相手方の決定…………… (デジタル県庁推進課) 17
- 熊本県総合財務会計システム運用・維持管理業務に係る随意契約による相手方の決定…………… (会計課) 17

告 示

熊本県告示第364号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和8年(2026年)4月28日

熊本県知事 木 村 敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
放課後等デイサービスル一チェにしたら	合同会社N O V A 菊池郡大津町大字錦野	令和8年(2026年)5月1日	4351300134	指定放課後等デイサービス

阿蘇郡西原村 小森750- 1 アリエス N I C O P A R K A号	703番地 江浦 彩			
---	---------------	--	--	--

熊本県告示第365号

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定により八代都市計画八代港臨港地区内の分区指定を次のとおり変更する。

なお、分区の指定変更箇所は図面で示し、その図面は、熊本県土木部河川港湾局港湾課及び八代市役所に備え置き、縦覧に供する。

令和8年（2026年）4月28日

熊本県知事 木 村 敬

特殊物資港区及び工業港区に追加する箇所
八代市港町の一部

熊本県告示第366号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和8年（2026年）4月28日

熊本県知事 木 村 敬

- 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡球磨村大字神瀬丙字尾多武1150番1、1150番3
- 指定の目的 水源の涵養^{かん}
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県南広域本部球磨地域振興局並びに球磨村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第367号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和8年（2026年）4月28日

熊本県知事 木 村 敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
障がい児通所支援事業所わんぱく 下益城郡美里町境374番地	特定非営利活動法人中央自立支援会 下益城郡美里町萱野1443番地1号 土田 裕二	令和8年（2026年）5月1日	4351500048	指定児童発達支援 指定放課後等デイサービス

熊本県告示第368号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和8年（2026年）4月28日

熊本県知事 木 村 敬

- 保安林予定森林の所在場所 熊本県人吉市西大塚町字日添3122番10
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県南広域本部球磨地域振興局並びに人吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第369号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。
 令和8年（2026年）4月28日

熊本県知事 木村 敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
児童通所施設ココ 合志市須屋645番地1	株式会社ドロップ 合志市御代志1164番地 田中 亮	令和8年（2026年）5月1日	4352900155	指定保育所等訪問支援

熊本県告示第370号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。
 令和8年（2026年）4月28日

熊本県知事 木村 敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
KTECベース人吉 人吉市駒井田町216番地29	学校法人赤山学園 人吉市駒井田町216番地の12 赤山 聖子	令和8年（2026年）5月1日	4350600195	指定放課後等デイサービス 指定保育所等訪問支援

熊本県告示第371号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
 令和8年（2026年）4月28日

熊本県知事 木村 敬

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社muk and o and	訪問看護ステーション muk and o and	上益城郡御船町木倉188-1 ユーマースカイ ハイツ202	令和8年（2026年）5月1日	訪問看護

熊本県告示第372号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
 令和8年（2026年）4月28日

熊本県知事 木村 敬

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社 muk o a n d	訪問看護ステーション muk o a n d	上益城郡御船町 木倉188-1 ユーマースカイ ハイツ202	令和8年 (2026 年)5月1 日	介護予防訪問 看護

熊本県告示第373号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和8年（2026年）4月28日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年（2026年）4月28日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	一勝地神 瀬線	葦北郡芦北町大字天月 字水ノ元439番1地 先から 葦北郡芦北町大字天月 字水ノ元439番1地 先まで	前	8.9 ～ 11.0	16.8	防安交
			後	16.9 ～ 19.3		

2 区域を変更する期日 令和8年（2026年）4月28日

熊本県告示第374号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和8年（2026年）4月28日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年（2026年）4月28日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	一勝地神 瀬線	葦北郡芦北町大字天月 字水ノ元432番地先 から 葦北郡芦北町大字天月 字水ノ元423番1地 先まで	前	5.1 ～ 7.0	119.7	嵩上げ 工事に 係る迂 回路
			後	3.5 ～ 6.0		
				5.1 ～ 7.0	119.7	

2 区域を変更する期日 令和8年（2026年）4月28日

熊本県告示第375号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和8年（2026年）4月28日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年（2026年）4月28日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本大津線	菊池郡大津町大字杉水字中鶴2556番4地先から	前	5.7 ～ 9.8	19.5	やさしい道づくり工事
		菊池郡大津町大字杉水字中鶴2434番1地先まで	後	7.7 ～ 9.8		

2 区域を変更する期日 令和8年(2026年)4月28日

熊本県告示第376号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和8年(2026年)4月28日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年(2026年)4月28日

熊本県知事 木村 敬

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	266号	上天草市大矢野町登立字北三年ヶ浦3422番2地先から 同所 3422番1地先まで	31.3	単県災害関連事業

2 供用を開始する期日 令和8年(2026年)4月30日

公 告

熊本県公告第226号

特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したため、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特定政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により次のとおり公示する。

令和8年(2026年)4月28日

熊本県知事 木村 敬

- 契約に係る特定役務の名称及び数量
熊本県電子入札共同利用システム稼働維持業務 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県土木部監理課
郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 契約の相手方を決定した日
令和8年(2026年)3月17日
- 契約の相手方の名称及び所在地
株式会社日立製作所 九州支社九州中央支店
熊本県熊本市西区春日一丁目12番3号
- 落札金額
51,348,000円(うち消費税及び地方消費税の額4,668,000円)
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約の理由
特定政令第11条第1項第1号による。

熊本県公告第227号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和8年(2026年)4月28日

熊本県知事 木村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字北甘木字八反畑2308番3の一部、同2328番の一部、同2329番の一部及び同2335番1の一部
1,080.07平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
熊本市東区戸島西一丁目5番35号
株式会社宇佐美不動産
大阪府大阪市北区梅田三丁目4番5号毎日新聞ビル2階
株式会社 Stars

熊本県公告第228号

次の農地について、農地法(昭和27年法律第229号)第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利(以下「利用権」という。)を設定すべき旨の裁定をしたため、同法第41条第3項の規定により公告する。

令和8年(2026年)4月28日

熊本県知事 木村 敬

1 農地の所在等

所在及び地番	地目	面積(m ²)
球磨郡湯前町字中園4706番1	田	870
球磨郡湯前町字中園4706番2	田	141

2 利用権の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
利用権	令和8年(2026年) 8月1日	5年	25,275円

- 3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
公益財団法人熊本県農業公社 理事長 中島 豪
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 4 当該農地の所有者等の情報
登記名義人に係る情報がなく、所有者を確知することができない。
- 5 補償金の支払の方法
利用権の始期までに熊本地方法務局に借賃に相当する補償金を供託する。
- 6 その他
農地の所有者等は、熊本地方法務局において、補償金の還付を受けることができる。

熊本県公告第229号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条第1項の規定により都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、大津町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

令和8年(2026年)4月28日

熊本県知事 木村 敬

- 1 都市計画の種類
大津都市計画都市高速鉄道
- 2 都市計画の決定に係る土地の区域
大津町大字室字門出、大津町大字大津字前田、大津町大字陣内字雨留尾、大津町大字陣内字立田、大津町大字岩坂字切畑山、大津町大字岩坂字南原の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
熊本県土木部道路都市局都市計画課、大津町総務部総合政策課、菊陽町総務部総合政策課、西原村総合政策課、益城町都市計画課
- 4 縦覧期間
令和8年(2026年)4月28日から令和8年(2026年)5月28日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
- 5 意見書の提出期限
令和8年(2026年)6月11日まで

熊本県公告第230号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、益城町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、縦覧に供された都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

令和8年（2026年）4月28日

熊本県知事 木村 敬

- 1 都市計画の種類
熊本都市計画都市高速鉄道
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
益城町大字杉堂字向高遊、益城町大字小谷字上大道、益城町大字小谷字堂面の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
熊本県土木部道路都市局都市計画課、大津町総務部総合政策課、菊陽町総務部総合政策課、西原村総合政策課、益城町都市計画課
- 4 縦覧期間
令和8年（2026年）4月28日から令和8年（2026年）5月28日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- 5 意見書の提出期限
令和8年（2026年）6月11日まで

熊本県公告231号

熊本県環境影響評価条例施行規則（平成12年熊本県規則第56号。以下「規則」という。）第50条の規定により読み替えて適用される熊本県環境影響評価条例（平成12年熊本県条例第61号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により作成した環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）について、規則第50条の規定により読み替えて適用される条例第15条の規定により、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。また、規則第50条の規定により読み替えて適用される条例第16条の規定により開催する準備書の記載事項を周知するための説明会について、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年（2026年）4月28日

熊本県知事 木村 敬

- 1 都市計画決定権者の名称
熊本県
熊本県知事 木村 敬
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 2 事業予定者の氏名及び住所
熊本県
熊本県知事 木村 敬
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 都市計画対象事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名称
（仮称）都市高速鉄道阿蘇くまもと空港アクセス鉄道整備事業
 - (2) 種類
鉄道の建設及び改良の事業
 - (3) 規模
延長 約7.0 km
- 4 都市計画対象事業が実施されるべき区域
菊池郡大津町、上益城郡益城町
- 5 規則第50条の規定により読み替えて適用される条例第6条に規定する地域
菊池郡大津町、菊池郡菊陽町、阿蘇郡西原村及び上益城郡益城町
- 6 準備書の縦覧の場所、期間及び時間
 - (1) 場所
熊本県土木部道路都市局都市計画課、大津町総務部総合政策課、菊陽町総務部総合政策課、西原村総合政策課、益城町都市計画課
 - (2) 期間
令和8年（2026年）4月28日から令和8年（2026年）5月28日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
 - (3) 時間
午前8時30分から午後5時15分まで
 - (4) インターネットによる公表
インターネットによる公表については、熊本県のホームページに掲載する。

- 熊本県ホームページ (<https://www.pref.kumamoto.jp/>)
- 7 意見書の提出
 準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、次の(1)から(4)までの記載に従って、都市計画決定権者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。
- (1) 意見書の提出期限
 令和8年(2026年)6月11日まで(必着)
- (2) 意見書の提出先
 熊本県土木部道路都市局都市計画課
 〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 F A X 096-387-1152
 メールアドレス toshikeikaku@pref.kumamoto.lg.jp
- (3) 提出方法
 郵送、F A X、電子メール又は持参
- (4) 意見書の提出に必要な事項
 意見書には次に掲げる事項を記載すること。
 ア 意見書を提出しようとする者の住所、氏名及び連絡先(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、その名称、代表者の氏名及び連絡先)
 イ 意見書の提出の対象である準備書の名称(「(仮称)都市高速鉄道阿蘇くまもと空港アクセス鉄道整備事業環境影響評価準備書」)
 ウ 準備書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由(日本語により記載すること。)
- 8 説明会の開催を予定する日時及び場所
- (1) 令和8年(2026年)5月20日(水)午後7時から
 大津町文化ホール
- (2) 令和8年(2026年)5月21日(木)午後7時から
 菊陽町 中央公民館
- (3) 令和8年(2026年)5月22日(金)午後7時から
 益城町役場 会議室2-1・2・3
- (4) 令和8年(2026年)5月24日(日)午後3時から
 大津町文化ホール
- (5) 令和8年(2026年)5月25日(月)午後7時から
 西原村 生涯学習センター 山河の館

熊本県公告第232号

総合評価一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。

令和8年(2026年)4月28日

熊本県知事 木 村 敬

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称
 令和8年度(2026年度)熊本県団体内統合宛名システム導入及び移行業務委託
- (2) 業務に係る入札・契約担当部局
 熊本県企画振興部デジタル改革推進局デジタル戦略推進課地域デジタル化推進班
 郵便番号862-8570 熊本県中央区水前寺六丁目18番1号
 電話番号096-333-2145
 ファックス番号 096-381-8211
 メールアドレス dejisuishin@pref.kumamoto.lg.jp
- (3) 業務委託の内容
 令和8年度(2026年度)熊本県団体内統合宛名システム導入及び移行業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)による。
- (4) 委託期間
 契約締結の日から令和9年(2027年)3月31日(水)まで
- (5) 納入場所
 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 熊本県企画振興部デジタル改革推進局デジタル戦略推進課
- (6) 入札金額
 入札金額は、本業務委託に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。
- (7) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を適用する。
- (8) 最低制限価格の設定
 この入札は、最低制限価格を設けない。

(9) 低入札価格調査の設定
この入札は、低入札価格調査の対象となる基準価格を設けているので、基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すること。

(10) その他

ア 本競争入札は、総合評価一般競争入札である。

イ 本競争入札は、紙入札案件である。

ウ 本競争入札は、競争入札参加資格確認のため、入札前に3に記載する競争入札参加資格確認申請書の提出が必要な入札である。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

(1) 次の(1)から(4)までに定める条件の全てを満たす者であること。

(1) 平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」で営業種目が「情報処理業務」、詳細業種が「情報システム全般の設計、開発、維持管理」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している者で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの間を受付期間以降も随時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。

ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間

公告の日から令和8年(2026年)5月14日(木)午後3時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等

熊本県ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出方法

イの提出先へ熊本県ホームページの管理調達課ページを確認の上、提出すること。

提出する場合は、アの受付期間内とする。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(3)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、別紙様式2の競争入札参加資格確認申請書を提出すること。

(2) 提出方法

(1)に掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から令和8年(2026年)5月22日(金)午後5時まで

(4) 提出先

1(2)の入札・契約担当部局

(5) 確認結果の通知

確認結果は、競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間

1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から令和8年(2026年)5月2

2日(金)午後5時まで受け付ける。

(2) 入札説明書及び入札書等の様式等の取得並びに仕様書等及び入札質問に対する回答の交付

ア 入札説明書、入札書等の様式及び入札実施要領の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(2)に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から令和8年(2026年)6月11日(木)まで行う。

イ 仕様書、落札者決定基準及び提案書作成要領の交付

交付を希望する場合は、別紙様式1の仕様書等交付申請書を作成し、1(2)のメールアドレスへ電子メールで提出すること。なお、電子メールの表題は、「【事業者名】熊本県団体内統合宛名システム導入及び移行業務委託に係る仕様書等交付申請」とし、本文には事業者名、担当部署名、担当者職・氏名、電話番号、電子メールアドレスを記載すること。仕様書等交付申請書の提出があつた者に対し、電子データで交付する。

- ウ 入札質問に対する回答の交付
別紙様式1の仕様書等交付申請書を提出した全ての者に対し、電子データで交付する。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 令和8年(2026年)6月12日(金)午後2時
イ 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁防災センター3階 311会議室
- ウ 入札書の提出方法
入札書(代理人が入札するときに入札書及び委任状)を、委託業務名、商号及び代表者名を記入した封筒に封入の上、アの日時にイの場所へ持参し提出すること。ただし、郵送を行うときは、令和8年(2026年)6月11日(木)午後5時(必着)までに1(2)の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書きし、中封筒の表に委託業務の名称及び入札日時を朱書きし、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書きした上で、委託業務の名称を朱書きし、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (4) 開札の方法
開札は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合は、この下(3)アの日時に(3)イの場所で行う。)
熊本の職員の下に(3)アの日時に(3)イの場所で行う。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後、予定価格の範囲内の価格をもって申込みをした者がいないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。
なお、入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したもののみならず。
- (6) 入札の無効
次のアからコまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
ア 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 入札書に記名を欠く入札
エ 金額を訂正した入札
オ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
カ 明らかに連合によると認められる入札
キ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札
ク 2以上の意思表示をした入札
ケ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
コ その他入札に関する条件に違反した入札
- (7) 入札金額の錯誤
入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(2)の入札・契約担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出期限は4(3)アの日時までとする。
1(2)の入札・契約担当部局は申出及び入札書錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。
ア 入札金額の総額と単価の取り違い
イ 入札金額単位の誤り
- (8) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (9) プレゼンテーションの実施
提出された提案書等の内容が、令和8年度(2026年度)熊本県団体内統合宛名システム導入及び移行業務委託に関する落札者決定基準(以下「落札者決定基準」という。)に定める要件を満たすものを対象に、企画提案についてのプレゼンテーションを行う。プレゼンテーションの日時などは入札者に対し、令和8年(2026年)6月15日(月)午後5時までに連絡するものとする。
ア 方法及び時間
プレゼンテーション(45分程度)の後、提案書の内容に関する質疑(15分程度)の時間とする。
イ 実施場所
熊本県庁内会議室。会議室の詳細は別途連絡する。
ウ 日時
令和8年(2026年)6月中旬頃(開札から約1週間後)に実施する。日程の詳細は別途連絡する。
- (10) 落札者の決定基準

落札者決定基準による。

- (11) 落札者の決定方法
 - ア 総合評価一般競争入札により、総合的な観点で評価を行い、落札者を決定する。
 - イ 開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内の入札価格で有効な入札書を提出した者について、総合評価のための提案書を受け付け、評価を行う。
 - ウ 提案書による評価は、仕様書全体に基づいて行うものとする。
 - エ 入札価格が予定価格の範囲内である者のうち、提案書評価による「技術点」と、入札価格の評価による「価格点」の合計点が高い者とする。ただし、落札者決定基準に示す評価項目2～10が1項目でも0点となった場合、又はその合計点数が500点に満たない場合は、落札者とならない。
 - オ 本入札は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定に基づき低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格でも入札を行った者は、「技術点」と「価格点」の合計点が高い者として、最高得点者が2者以上あるときは、「技術点」の高い者を落札者とし、それでも同点の場合は、当該者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かせるものとする。

(12) 入札保証金

免除する。

5 提案書の提出方法

(1) 提出方法

令和8年度（2026年度）熊本県団体内統合宛名システム導入及び移行業務委託に関する提案書作成要領によるものとする。

(2) 提出日時及び提出場所

(3) ア及びイに記載の日時、入札場所に持参するものとする。ただし、持参できない場合は、熊本県企画振興部デジタル改革推進局デジタル戦略推進課宛て令和8年（2026年）6月11日（木）午後5時までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。

(3) 留意事項

提出後は変更を認めない。ただし、真にやむをえない事情によると認められる場合は、この限りではない。

6 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を含める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を含める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができる。

ア 納付期限 (3)の申出期限

イ 提出場所 1(2)の入札・契約担当部局

7 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

8 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容、仕様書、確認申請など入札の内容全般に関すること。

熊本県企画振興部デジタル改革推進局デジタル戦略推進課地域デジタル化推進班

電話番号 096-333-2145

ファックス番号 096-381-8211

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法

律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

9 Summary

(1) Name and Content of Consignment

Construction and Migration of the Kumamoto Prefecture Integrated In-House Address System for Fiscal Year 2026

(2) Date and Place for tender

Date: 2:00 p.m. June 12, 2026

Place: Kumamoto Prefectural Office Disaster Prevention Center 3rd floor
311 conference room

(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

Department of Planning and Development, Digital Innovation Bureau, Digital Innovation Development Division, Kumamoto Prefectural Government

6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture

862-8570, Japan

Phone: 096-333-2145

(4) Other

Language: Japanese

Currency: Japanese Yen

熊本県公告第233号

製菓衛生師法(昭和41年法律第115号。以下「法」という。)第4条第1項の規定により令和8年度(2026年度)熊本県製菓衛生師試験(以下「試験」という。)を次のとおり実施するので、熊本県製菓衛生師法施行細則(昭和42年熊本県規則第40号)第2条の規定により公告する。

令和8年(2026年)4月28日

熊本県知事 木村 敬

1 試験日時及び場所

(1) 日時 令和8年(2026年)8月5日(水)午後1時30分から午後3時30分まで(2のただし書に該当する者にあつては、午後2時45分まで)

(2) 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁地下大会議室

2 試験科目

試験科目は、次に掲げる科目とする。ただし、職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)別表第11の3の3の菓子製造に係る1級又は2級の技能検定に合格した者で、試験科目の免除を願い出た者については、試験科目のうち(6)に掲げる科目を免除する。

(1) 衛生法規

(2) 公衆衛生学

(3) 食品学

(4) 食品衛生学

(5) 栄養学

(6) 製菓理論及び実技(実技は、和菓子、洋菓子又は製パンのいずれか1つを選択)

3 受験資格

試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ受けることができない。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する者であつて、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの

(2) 学校教育法第57条に規定する者であつて、2年以上菓子製造業(食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条第11号に規定する菓子製造業、同条第26号に規定する複合型そうざい製造業及び同条第28号に規定する複合型冷凍食品製造業のうち菓子の製造を営むもの又は食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(令和元年政令第123号)附則第2条の規定により、なお従前の例により営業を行うことができるとされた改正前の食品衛生法施行令第35条第3号に規定する菓子製造業をいう。)に従事したもの(原則として週4日以上かつ1日6時間以上勤務している者に限り、専ら製品の運搬、配達並びに食器及び器具の洗浄等に従事している者を除く。以下同じ。)

(3) 法の施行の日(昭和41年(1966年)12月26日)に現に菓子製造業に従事していた者(学校教育法第57条に規定する者を除く。)であつて、菓子製造業に従事した期間が、法の施行の日において3年を超えていたもの又は法の施行の日後3年を超えるに至ったもの

4 受験手続

(1) 受験願書の配付

各保健所及び熊本県健康福祉部健康危機管理課(以下「健康危機管理課」という。)での配付、郵送による配付及び熊本県ホームページへの掲載により実施する。

各保健所及び健康危機管理課での配付期間は、令和8年(2026年)5月25日(月)から同年6月5日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時か

ら午後5時までとする。
 郵送による配付を希望する者は、宛先を明記し110円切手を貼った返信用封筒
 (長形3号、A4用紙の長辺を三つ折りにした書類が入る大きさの封筒)と連絡先
 (本人と直接連絡が取れる電話番号等)を記載したものを同封し、封筒の表に「製
 菓衛生師試験受験願書請求」と朱書して健康危機管理課(郵便番号862-857
 0 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号)宛て請求すること。

(2) 受験願書受付期間

ア 受付期間は、令和8年(2026年)6月1日(月)から同年6月5日(金)ま
 でとする。
 イ 受付時間は、午前9時から午後5時までとする。
 ウ 郵送による受験申込みは、令和8年(2026年)6月5日(金)までの消印が
 あるもの限り受け付ける。

(3) 受験願書の提出

ア 試験を受けようとする者は、(4)の提出書類等に(5)の受験手数料を添え、熊本
 市に住所を有する者は熊本市保健所に、それ以外の者は最寄りの熊本県保健所に提
 出すること。ただし、県外に居住する者は、健康危機管理課(郵便番号862-8
 570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号)に提出すること。
 イ 郵送による提出をする者については、封筒の表に「製菓衛生師試験受験願書在中」
 と朱書し、(4)の提出書類等と(5)の受験手数料分の熊本県収入証紙又は郵便為替
 を同封し、アの提出先に特定記録郵便で提出すること。ただし、2のただし書に該
 当する者は、郵送による提出はできない。

(4) 提出書類等

提出書類は、次のとおりとする。また、各書類の提出部数は、保健所に提出する
 場合にあつては2部、健康危機管理課に提出する場合にあつては1部とする。

ア 受験資格3の(1)に該当する者

- ・受験願書(別記第1号様式)
- ・製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得
 したことを証する書類(修了証明書、卒業証明書等)
- ・写真2葉(受験願書の提出前6か月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦4
 センチメートル、横3センチメートルのもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載
 したもの)
- ・提出先で原本照合を受けた菓子製造技能検定合格書の写し(2のただし書に該当す
 る者に限る。)
- ・戸籍謄(抄)本(証明書等に記載された姓と現在の姓が異なる者に限る。)

イ 受験資格3の(2)又は(3)に該当する者

- ・受験願書(別記第1号様式)
- ・菓子製造業従事証明書(別記第2号様式)
- ・写真2葉(受験願書の提出前6か月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦4
 センチメートル、横3センチメートルのもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載
 したもの)
- ・提出先で原本照合を受けた菓子製造技能検定合格書の写し(2のただし書に該当す
 る者に限る。)
- ・戸籍謄(抄)本(証明書等に記載された姓と現在の姓が異なる者に限る。)

(5) 受験手数料

9,700円(受験願書受付後の受験手数料は、一切返還しない。)

(6) 受験票の交付

受験票は、受験願書の受付審査後、試験前日までに郵送する。

5 合格基準

6科目の合計得点が満点の6割以上であり、かつ、各試験科目の得点とその試験科目
 の平均点の2分の1の点(小数点以下を四捨五入した点)を下回らないこと。

6 合格発表及び合格証書の交付

- (1) 合格者の発表は、令和8年(2026年)9月10日(木)午前10時に熊本県
 庁本館1階ロビー及び各保健所において行う。また、熊本県ホームページに掲載す
 る。
- (2) 合格者に対しては、合格証書を郵送する。

7 その他

(1) 受験願書の請求及び受験についての問合せ先

健康危機管理課	096-333-2247
熊本県有明保健所衛生環境課	0968-72-2184
熊本県山鹿保健所衛生環境課	0968-44-4121
熊本県菊池保健所衛生環境課	0968-25-4135
熊本県阿蘇保健所衛生環境課	0967-24-9035
熊本県御船保健所衛生環境課	096-282-0016
熊本県宇城保健所衛生環境課	0964-32-0598
熊本県八代保健所衛生環境課	0965-33-3198
熊本県水俣保健所衛生環境課	0966-63-4104
熊本県人吉保健所衛生環境課	0966-22-3108
熊本県天草保健所衛生環境課	0969-23-0299

- 熊本市保健所食品保健課 096-364-3188
- (2) 試験成績の情報提供
口頭による試験成績の情報提供を希望する受験者に対し、各試験科目の得点及び合計得点を以下のとおり情報提供する。
- ア 情報提供の方法
熊本県庁新館3階健康危機管理課に、身分を証明するもの及び合格証書又は受験票を持参した場合に情報提供する。
なお、電話、メール、郵送等による情報提供の求めに対しては対応しない。
- イ 情報提供の期間
合格発表の日から1か月間（令和8年（2026年）9月10日（木）から令和8年（2026年）10月9日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前10時から午後5時まで。）とする。
なお、上記期間を超えて試験成績の開示を希望する場合は、個人情報保護法（第76条）に基づく文書による開示請求により対応する。
- (3) 試験問題の開示
試験問題は、合格発表と併せて熊本県ホームページに掲載する。掲載期間は、1年間（令和8年（2026年）9月10日（木）から令和9年（2027年）9月10日（金）まで。）とする。
- (4) 合格の取消し
受験申込みに当たって虚偽若しくは不正があった場合又は受験中の不正行為が判明した場合は、合格を取り消す。

熊本県公告第234号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条並びに第51条第2項及び第4項の規定により、令和8年度（2026年度）狩猟免許試験並びに狩猟免許の有効期間の更新を受けようとする者の適性検査及び講習を次のとおり実施する。

令和8年（2026年）4月28日

熊本県知事 木村 敬

1 受験資格

熊本県内に住所を有する者で、狩猟免許を取得し、又は有効期間を更新しようとする者。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 20歳に満たない者（網・わな猟に限り18歳に満たない者）
- (2) 次のいずれかの病気にかかっている者

ア 統合失調症

イ そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）

ウ てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）

エ アからウまでに掲げるもののほか、自己の行為の是非を判別し、若しくはその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気

- (3) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- (4) 自己の行為の是非を判別し、若しくはその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（(1)から(3)までのいずれかに該当する者を除く。）

(5) 法又は法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者

(6) 法第52条第2項第1号に該当するに至ったとして狩猟免許の全部又は一部を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者

2 試験等の内容

(1) 狩猟免許試験の内容

ア 狩猟に関する知識試験

択一式の筆記試験により、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣及び鳥獣の保護管理に関する知識について行う。

イ 狩猟に関する適性試験

視力、聴力及び運動能力について行う。

ウ 狩猟に関する技能試験

狩猟免許の種類（網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許）ごとに行う。

(2) 狩猟免許有効期間更新に関する適性検査及び講習の内容

ア 狩猟に関する適性検査

視力、聴力及び運動能力について行う。

イ 狩猟に関する講習

法及び法施行令、猟具、鳥獣及び鳥獣の保護管理について行う。ただし、本年度は事前に自宅で2時間30分以上「狩猟読本」により学習し、当日は履修状況を記載したチェックシートを提出することと、30分程度の動画を会場で視聴することとを履修とみなす。

3 試験等の日程及び場所

- (1) 狩猟免許試験については、別表1のとおりとする。
- (2) 狩猟免許の有効期間の更新を受けようとする者の適性検査及び講習については、別表2のとおりとする。

4 申請手続

- (1) 申請書類の請求先
 - ア 熊本県中央広域本部宇城地域振興局農林部林務課
 - イ 熊本県中央広域本部上益地域振興局農林部林務課
 - ウ 熊本県北広域本部玉名地域振興局農林部林務課
 - エ 熊本県北広域本部鹿本地域振興局農林部林務課
 - オ 熊本県北広域本部菊池地域振興局農林部林務課
 - カ 熊本県北広域本部阿蘇地域振興局農林部林務課
 - キ 熊本県南広域本部八代地域振興局農林部林務課
 - ク 熊本県南広域本部芦北地域振興局農林部林務課
 - ケ 熊本県南広域本部球磨地域振興局農林部森林保全課
 - コ 熊本県天草広域本部天草地域振興局農林部林務課
 - サ 熊本県環境生活部環境局自然保護課

(2) 申請書類の提出先

- ア 狩猟免許試験
 - (ア) 第1回から第5回までの狩猟免許試験の場合
申請者の住所地を所管する熊本県広域本部地域振興局の農林部林務(森林保全)課(申請者の住所が熊本市の区域内にある場合は、熊本県環境生活部環境局自然保護課)とする。
 - (イ) 第6回および第7回の狩猟免許試験の場合
熊本県環境生活部環境局自然保護課とする。
- イ 狩猟免許の有効期間更新に関する適性検査及び講習
原則として、申請者の住所地を所管する熊本県広域本部地域振興局の農林部林務(森林保全)課(申請者の住所が熊本市の場合、熊本県環境生活部環境局自然保護課)とする。ただし、令和8年(2026年)8月30日実施に係る分については、熊本県環境生活部環境局自然保護課とする。

(3) 申請書類の受付期限

狩猟免許試験又は狩猟免許の有効期間更新に関する適性検査及び講習の実施日の19日前までに必着のこと。

(4) 提出書類等

- ア 狩猟免許試験
 - (ア) 狩猟免許申請書 1部
 - (イ) 写真(申請前6月以内に撮影し、無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの) 1部
 - (ウ) 1の(2)から(4)までに該当しない者である旨の医師の診断書 1部
(銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている者は、その許可証の写しを提出することにより、これに代えることができる。)
 - (エ) 110円郵便切手を貼り、自己の住所を記入した返信用の封筒 1部
- イ 狩猟免許有効期間更新に関する適性検査及び講習
 - ア(イ)から(エ)までに掲げる提出書類等

(5) 狩猟免許申請手数料及び狩猟免許有効期間更新申請手数料

熊本県手数料条例(平成12年熊本県条例第9号)の規定に基づく手数料として、次に掲げる金額の熊本県収入証紙を申請書に貼付し、納付すること。

- ア 狩猟免許申請手数料5,200円(既に網猟、わな猟、第1種銃猟又は第2種銃猟のいずれかの免許を取得し、その保有する免許以外の種類を受験する者にあつては、3,900円)
- イ 狩猟免許有効期間更新申請手数料 2,900円

(6) 上記(1)から(5)にかかる書類の提出及び手数料の納付については、県ホームページなどから電子上で申請することができる。

5 試験等当日の携行品

- (1) 受験票
- (2) 筆記用具
- (3) 履修状況チェックシート(狩猟免許有効期間更新に関する適性検査及び講習出席者のみ)

6 その他

- (1) 天災その他特別の事由により実施日時、場所等を変更することがある。
- (2) 不明の点は、4(1)アからサまでの各請求先に問い合わせること。
- (3) 偽りその他不正の手段により受験される場合は、法により罰せられますので、御注意ください。
(例) 県外に住所を有していることを偽って熊本県で受験する場合

別表1 狩猟免許試験実施日程及び場所

区 分	日 程	場 所
第1回試験	令和8年(2026年)6月21日(日)	玉名市民会館会議棟
第2回試験	令和8年(2026年)7月11日(土)	中小企業大学校人吉校
第3回試験	令和8年(2026年)8月8日(土)	宇城総合庁舎大会議室
第4回試験	令和8年(2026年)9月12日(土)	熊本県立大学講義棟1号館
第5回試験	令和8年(2026年)10月3日(土)	熊本県芦北総合庁舎大会議室
第6回試験	令和8年(2026年)11月14日(土)	熊本県阿蘇総合庁舎大会議室
第7回試験	令和9年(2027年)2月6日(土)	嘉島町民会館

別表2 狩猟免許有効期間更新に関する適性検査及び講習の実施日程及び場所

日 程	場 所
令和8年(2026年)7月4日(土)	上益城総合庁舎大会議室
	宇城総合庁舎大会議室
	阿蘇総合庁舎大会議室
令和8年(2026年)7月5日(日)	八代総合庁舎大会議室
	玉名総合庁舎大会議室
	菊池市中央公民館大研修室
令和8年(2026年)7月11日(土)	宇城総合庁舎大会議室
令和8年(2026年)7月12日(日)	山都町矢部保健福祉センター「千寿苑」
令和8年(2026年)7月15日(水)	阿蘇総合庁舎大会議室
令和8年(2026年)7月18日(土)	山都町清和山村基幹集落センター大会議室
令和8年(2026年)7月25日(土)	芦北総合庁舎大会議室
	天草総合庁舎大会議室
令和8年(2026年)7月26日(日)	芦北総合庁舎大会議室
	熊本市西部公民館
令和8年(2026年)8月1日(土)	鹿本総合庁舎大会議室
令和8年(2026年)8月8日(土)	多良木町多目的研修センター
令和8年(2026年)8月9日(日)	球磨地域振興局大会議室・小会議室
令和8年(2026年)8月22日(土)	阿蘇総合庁舎大会議室
令和8年(2026年)8月30日(日)	グランメッセ熊本大会議室

熊本県公告第235号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により熊本市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年(2026年)4月28日

熊本県知事 木 村 敬

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量(空中写真測量)	令和8年(2026年)3月26日から	熊本市東区

	令和8年(2026年) 7月13日まで	
--	------------------------	--

熊本県公告第236号

特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年(2026年)4月28日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 特定役務の名称及び数量
令和8年度(2026年度)熊本県ビジネスチャットシステムサービス調達 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県企画振興部デジタル改革推進局デジタル県庁推進課デジタル県庁推進班
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和8年(2026年)3月27日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
株式会社K I S
熊本市南区幸田一丁目6番27号
- 5 契約金額
48,133,008円(うち消費税及び地方消費税の額4,375,728円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第11条第1項第1号の規定による。

熊本県公告第237号

特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年(2026年)4月28日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 随意契約に係る特定役務の名称
熊本県総合財務会計システム運用・維持管理業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県出納局会計課システム開発班
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和8年(2026年)3月24日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社日立製作所九州支社九州中央支店
熊本県熊本市西区春日一丁目12番3号
- 5 随意契約に係る契約金額
49,420,800円(うち消費税及び地方消費税の額4,492,800円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第11条第1項第2号の規定による。